

広島県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十一年四月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 路線名     | 供用を開始する区間  | 供用を開始する日    |
|---------|--|-------------|
| 県道中北川根線 | 安芸高田市高宮町川根字南亀谷八四五番一地从先から<br>安芸高田市高宮町川根字妙見一〇七五番一地从先まで | 平成二十二年三月十九日 |